

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北杜市

2 構造改革特別区域の名称

北杜市地域活性化ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

北杜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

北杜市は、山梨県の西北部に位置し、八ヶ岳、南アルプス、瑞牆山・金峰山など日本を代表する山々に囲まれた「杜のまち」で、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園など全国有数の美しい自然環境に恵まれた地域である。

また、平成 16 年 11 月と平成 18 年 3 月の 2 度にわたる合併で 8 つの町村が合併し、総面積が 602.89 平方キロメートルで、山梨県総面積の 13.5% を占める県内最大の市となった。

北杜市へは、車の場合、中央自動車道須玉、長坂、小淵沢の各インターチェンジ、鉄道では J R 中央線日野春、長坂、小淵沢の各駅を利用して、共に首都圏から 2 時間、中京圏から 3 時間でアクセスが可能である。その他に、ローカル色豊かな高原列車の小海線が小淵沢から長野県小諸方面に延びていて、甲斐小泉、甲斐大泉、清里の各駅は夏の観光シーズンにとっても賑わっている。

(2) 気候

北杜市の気候は、寒暖の差が大きい内陸性気候で雨量が少なく、全国的にも日照時間が長いのが特徴である。

北杜市は、富士川水系塩川の標高 650 メートルから甲斐駒ヶ岳の 2,965 メートルまで、標高差が 2,000 メートル以上あるため、地域による気温の差が大きい。標高 883 メートルの大泉観測所のデータでは、平均気温は 8 月が 22.3 度、1 月がマイナス 0.4 度、年間では 10.4 度と冷涼な気候となっており、夏期は涼しく過ごしやすく、冬期は八ヶ岳風という乾燥した冷たい北風が吹く厳しい気候となっている。

地球温暖化の影響を受け、良質なぶどうの生産地は年々標高が上がっていて、現在では 700 メートルから 800 メートルが新規開拓されている。

(3) 人口

国勢調査によると、昭和 55 年の 44,320 人までは減少を続けていたが、その後は増加に

転じ、平成 17 年には 48,144 人、平成 20 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳では 49,451 人で、わずかながら増加の方向にある。

(4) 産業

平成 17 年国勢調査時の就業人口は 26,096 人で、産業別では、第 1 次産業が 20%、第 2 次産業が 27%、第 3 次産業が 53%となっている。かつては、米麦生産・養蚕・酪農といった第 1 次産業が盛んであったが、近年では、観光、レジャー産業を中心とする第 3 次産業が増加傾向にある。

農業では、従事者の高齢化による農業離れが顕著に現れ、農業後継者となるべき次世代は他産業へ流出し、世代交代が出来ない状況にある。このため、中山間地域を中心に遊休農地・耕作放棄地が増加傾向にある。遊休農地・耕作放棄地の存在する土地の特徴は、①標高が高い、②狭隘で急傾斜地である、③山・谷沿いで鳥獣被害が多い、④前桑園が多い等が挙げられる。農業センサス 2005 年調査では、経営農地 3,362 ヘクタール中の耕作放棄地は 475 ヘクタール、14.1%にも及んでいる。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

北杜市には、目玉となる農産加工品が無く、今後農業を活性化させるために、新規のオリジナリティ溢れる加工製品の創造が急務となっている。遊休農地や耕作放棄地を活用しての特産品開発は、農業振興だけでなく、観光産業や商業など複合的な地域全体の活性化につながる。

5 構造改革特別区域計画の意義

低迷する農業の振興のためには、今後本格的な地産地消の実現による高品質で魅力的な特産品の創造をすることが必要である。北杜市内に点在する、良質なワイン用ぶどうを活用した少量生産の地域ブランド製品を製造することが可能になると、農業経営規模の拡大や新規農業参入者の増加、遊休農地の減少へとつながり、衰退しつつある農業への歯止めとなる。

特産品ワインの製造は、それを求める都市生活者と地域住民との交流を促進し、新たな雇用の増大、観光等の副次的な産業への広がりにも期待がもてる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することにより、北杜市で推奨する加工ぶどうを使った新しい特産品としてのワイン製造が少量でも可能になり、多種多様なワインの製造と、それを目的とした観光客や見学者など、多くの交流人口の拡大を見込むことができる。

ぶどうの木は 30 年後に一番良い実を付けるため、将来を見据えた中で、新産業としてのワイン特産品化により地域の活性化を目指す。

また、ワイン関係のイベントやセミナーなどを広く行い、都市生活では体験できない栽

培体験などを盛り込み、魅力的な事業展開を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品ワインによる知名度アップ

新たな地域特産品の誕生は、多くのマスコミでの報道が予想される。特にワインの場合は、その訴求度合いが強いためインパクトのあるPRとなり、知名度アップにつながる。

また、ぶどうというフルーツを使った特産品造りは、自然環境の豊かな北杜市にマッチし、市のイメージアップにもつながる。

(2) 都市および海外からの交流人口の増加による地域の活性化

交通網の発達により首都圏の日帰り客が増加する中、地域特産品のワインを目的として多くの観光客が北杜市に足を運ぶ事となるため、滞在型の観光客が増加し、繁忙期の夏期以外のシーズンにも、地域のレジャー、飲食、宿泊関係のサービス業等に需要が見込まれ、都市生活者と地域住民との交流が拡大する。

一方、ロハスに代表されるように、豊かさを求めた定年退職者には、田舎暮らしや二地域居住などへの関心が高まっている。豊かな経験と感性をも付随したこれらの人々は、ワインや農業への関心も相関して高い傾向にあり、これまでの観光客とは少し異なる新たな交流にも期待ができる。

また、ワインという国際的な共通用語を持つ加工品ならではの国際交流の推進が期待できるため、構造改革特別区域を活用し、少量生産でも、世界に北杜市の地域ブランド製品を発信することが可能となる。

これらのことにより、遊休農地からワイン用ぶどう栽培への転用が進み、地域農業や観光事業が活性化する事となる。

項目	実績値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 25 年度)
酒造免許取得数	0 件	1 件	3 件
ワイン製造本数	0 本	3,000 本	10,000 本
観光客入込み数 (北杜市、韮崎市合計)	7,550 千人	7,400 千人	7,600 千人

※平成 19 年度観光客入込み数は、「大河ドラマ」の影響によるもので平成 18 年度の実績値は 7,218 千人

8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 北杜市総合計画の推進

北杜市総合計画（平成19年7月策定）に基づき、酒造用ぶどう生産団地整備事業を行う。

(2) 農業の観光化と消費者との交流促進

消費者の深い理解を得る為には、実際に栽培現場に赴き、体験を通じて理解してもらう方法が最適であるため、各種イベントを開催し、消費者に体験の場を提供していく。

(3) 地産地消の推進

地域で生産された農産物をその地域で消費する地産地消は、消費の拡大と安心・安全な農産物を直接消費者に訴求できる有利な方法であると考え。この地方に来なければ味わえないという特別感を前面に出し、誘客を行う。

(4) 生産者の顔が見える安心のぶどう生産

統一した栽培管理による安全・安心なぶどう作りや、環境に配慮したぶどう栽培の推進を図り、生産者を援助していく。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

自己の酒類の製造場において、地域の特産物である農産物（ぶどう）を用いて果実酒（特産酒類）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

北杜市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物である「ぶどう」を原材料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

果実酒の製造により、北杜市の観光資源として農村地域の活性化につながるという観点から、当該特例措置の適用は必要不可欠であると考えている。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。